

次のとおり、令和4年度 奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末にかかる販売業者の選定・登録を行いますので公告します。

令和4年4月11日

奈良県立王寺工業高等学校長

1 選定・登録に付する案件

奈良県立王寺工業高等学校（以下「本校」という。）の令和4年度入学生（以下「本校生徒」という。）への1人1台端末（以下「指定端末」という。）一式の販売業者。

なお、指定端末の詳細は別紙「令和4年度 奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末」仕様書のとおり。

2 指定端末の販売見込台数

本校生徒180分

3 販売等の期間

(1) 販売期間

契約日以降ECサイトを開設した日から、令和4年8月31日まで。

(2) 修理等への対応期間

購入した本校生徒に端末を引き渡した日から、当該生徒が本校を卒業するまで。

(3) 購入した本校生徒が任意で保証契約を締結する場合の保証期間

購入した本校生徒に端末を引き渡した日から、令和7年3月31日まで。

4 日程等

(1) 指定端末の仕様等

別添仕様書のとおり。

(2) 選定・登録に関する質問

令和4年4月18日（月）午後4時までに、下記（6）の場所へFAXで提出すること。

質問の提出があった場合はそれに対する回答を、また、質問の提出がなかった場合はその旨を、令和4年4月22日（金）午後4時までに本校ホームページに掲載する。

(3) 選定・登録への参加申請期限

令和4年4月28日（木）午後4時までに、別紙「参加申請書」（様式1）を、下記（5）の場所へ郵送で提出すること。

(4) 適合規格承認申請書提出期限

令和4年5月20日（金）午後4時までに、別紙「適合規格承認申請書」（様式2-1）を、下記（5）の場所へ郵送で提出すること。

(5) 適合規格承認申請書の審査回数

1回とする。

(6) 提出・問い合わせ先

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町3丁目6-1

奈良県立王寺工業高等学校 事務室

TEL 0745-72-4081

FAX 0745-32-9878

## 5 審査方法

(1) 適合規格承認申請書の提出は、郵便のみで行う。書留郵便など、事後に到達が確認できる方法で提出すること。

宛名を「奈良県立王寺工業高等学校長 木田富和」とした封筒に封入し、かつ封筒の表に「王寺工業高等学校1人1台端末販売にかかる適合規格承認申請書在中」と朱書きすること。

(2) 申請者は、適合規格承認申請書に必要な事項を記入し、申請者が販売を予定している端末が仕様に適合することを証明する書類を添付して提出すること。

(3) 本校は、期限までに提出のあった適合規格承認申請書を審査し、その結果を令和4年5月31日(火)午後4時までに申請者に通知する。

(4) 申請者は、その提出した適合規格承認申請書を引き換え、変更し、または取り消すことはできない。

## 6 申請者に要求される事項

(1) 上記3の(1)に記載の期間中、本校の承認を受けた指定端末を販売すること。

(2) 上記3の(2)に記載の期間中、申請者が販売した指定端末に不具合が発生した場合、申請者の責任と負担において速やかに当該製品の修理若しくは交換を行うこと。但し、申請者の責によらない故障や損傷等による修理若しくは交換が必要になった場合は、その修理等に要する費用は本校生徒の負担とする。

(3) オプションとして保証契約を用意する場合は、その保証期間は上記3の(3)に記載の期間を担保すること。

(4) その他、購入した本校生徒から端末に関する相談や問い合わせ等があった際は、真摯に対応すること。

## 7 その他

(1) 適合規格承認申請書の無効

申請者の記名・押印がないもの、必要事項の記載に不足があるもの、及び適合規格承認申請に関する条件に違反した申請は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 指定端末の販売業者の決定方法

適合規格承認申請書を審査した結果、指定端末を確実に販売できると本校が認めた者を登録販売業者とする。

(4) 契約の不締結

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請け契約等にあたって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、本校が、本校との契約の相手方に対して下請け契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) その他

詳細は、令和4年度 奈良県立王寺工業高等学校 1人1台端末販売業者選定・登録に関する説明書による。